

令和3年度

国の施策及び予算に関する提言

令和2年5月

神奈川県市長会

神奈川県市長会役員等名簿

役職名	定数	氏名		備考
会長	1			
副会長	3	大和市長	大木 哲	全国市長会評議員（行政）
		鎌倉市長	松尾 崇	全国市長会評議員（財政）
		平塚市長	落合 克宏	全国市長会評議員（社文）
顧問	—	横浜市長	林 文子	
		川崎市長	福田 紀彦	全国市長会 相談役
		相模原市長	本村 賢太郎	
相談役	—	厚木市長	小林 常良	
常任理事	若干名	海老名市長	内野 優	全国市長会 相談役
		三浦市長	吉田 英男	全国市長会理事（経済）
		座間市長	遠藤 三紀夫	全国市長会理事（財政）
		南足柄市長	加藤 修平	全国市長会評議員（経済）
		藤沢市長	鈴木 恒夫	全国市長会関東支部理事
理事	若干名	横須賀市長	上地 克明	経済部会長
		秦野市長	高橋 昌和	社会文教部会長
		茅ヶ崎市長	佐藤 光	行政部会長
		逗子市長	桐ヶ谷 覚	厚生労働部会長
監事	2	伊勢原市長	高山松太郎	
		綾瀬市長	古塩 政由	財政部会長
		小田原市長	守屋 輝彦	
常務理事	1	事務局長	山口 正志	

要望にあたって

神奈川県内 19 市の行財政運営につきまして、日頃から特段のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、我が国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、財務省の経済情勢報告によると、全国 11 の全ての地域の景気判断が 11 年 3 か月ぶりに下方修正されたほか、今年 1 月から 3 月までの GDP（国内総生産）はマイナス 0.9%となるなど極めて厳しい状況にあり、今後一層悪化するものと思われます。

こうした状況にあっても、住民に最も身近な都市自治体は、新型コロナウイルス感染症対策や地域経済の回復に向けた支援はもとより、福祉、医療などの暮らしに直結する喫緊で多様な課題に迅速に取り組み、着実にその対策を推進していかねばなりません。

この要望書は、多くの課題を解決するために国における令和 3 年度の制度設計や予算編成等に反映させることを目的として、神奈川県市長会の要望事項をとりまとめたものです。

都市自治体としても創意工夫により特色あるまちづくりを進めるとともに、行政サービスを将来にわたり安定的に提供するため真摯に取り組んでおりますが、我々都市自治体の力だけでは対応できない課題が少なくないことも事実です。神奈川県内 19 市の置かれた実情にご理解を賜り、各要望事項の実現に向けてより一層のご支援をお願い申し上げます。

令和 2 年 5 月 2 7 日

神奈川県市長会

目 次

	頁
1 真の分権型社会の実現のための改革の推進と都市行財政の充実強化について…	1
2 福祉行政と地域保健医療対策の充実強化について ……………	6
3 教育文化行政の充実強化について ……………	10
4 基地対策の充実強化について……………	12
5 都市環境行政の充実強化について ……………	14
6 都市基盤の整備促進について……………	15
7 新型コロナウイルス感染症対策について ……………	20

1 真の分権型社会の実現のための改革の推進と都市行財政の充実強化について

真の分権型社会を実現するためには、地方への権限移譲の推進や、地域の実情に即した自主的、自立的な行財政運営ができるよう、国と地方の役割分担に応じた都市税財源の充実強化が必要不可欠である。

しかしながら、昨今の経済状況は、雇用・所得環境の改善により緩やかな回復基調となっているものの、地方自治体の財政運営は依然として厳しい状況に置かれており、福祉、医療などの社会保障関係費の増大により、日常生活に欠くことのできない教育、安全などの経費等についての見直しも余儀なくされるなど、住民サービスへの影響が懸念される。

よって、国は次の事項について積極的かつ適切な措置を講じるよう、強く要望する。

(1) 地方交付税の確保等について

ア 地方の財源不足については、その全額を地方交付税により交付すること。

また、地方自治体の社会保障財源が確実に確保できるよう、自然増分や社会保障と税の一体改革などによる増収分、地方単独事業も含め、社会保障関係事業に係る経費を適切に基準財政需要額に算入すること。

イ 地方交付税は地方固有の財源であることから、国の歳出削減を目的とした総額の一方的な削減は決して行うべきではなく、地方の財政需要や地方税等の収入を的確に見込むことで、必要額を確保すること。

ウ 地方の保有する基金の増加や現在高を理由とした地方財源の削減は決して行わないこと。

エ 地方の歳出削減努力によってもなお生ずる財源不足の解消は、地方交付税の法定率の引き上げによって対応すべきであることから、臨時財政対策債は速やかに廃止すること。

オ 地方交付税の算定に当たっては、財政需要を的確に反映させるとともに、市町村における毎年度の予算編成に支障が生じないように地方交付税額の予見可能性を確保すること。

(2) 普通交付税不交付団体の較差解消等について

ア 国庫補助金等の補助率及び交付額については、交付団体と不交付団体の較差を設けないこと。

イ 国の主導による全国一律の施策を実施する際には、必要な財源が確実に配分される制度設計を要望するとともに、公共施設等総合管理計画に基づき実施される公共施設更新費用や災害対応について、不交付団体に対しても交付税措置と同等又は、特別交付税等により十分な財政措置を講じること。

ウ 不交付団体において、消費税の引上げに伴い施行される法人住民税の税率引き下げによる減収分について確実に措置されるような制度設計を行うこと。

(3) 国税化された法人住民税の復元について

法人住民税は地域の構成員である法人が、市町村から受ける様々な行政サービスに対する応益負担であり、市町村の基幹税目として重要な役割を果たしている。地域間の税源の偏在性を理由として、法人住民税の一部を地方法人税として国税化し、地方交付税の原資とすることは、受益と負担という税負担の原則だけでなく、企業立地施策の意義を削ぎ、地方分権の趣旨にも反するものであることから、直ちに地方法人税を廃止し、本来の法人住民税に復元すること。

(4) 償却資産に対する固定資産税の堅持について

償却資産に対する固定資産税の制度は、産業振興、地域活性化に取り組む市町村の自主財源を確保するためにも必要なものであることから、堅持すること。

また、これまでに創設された中小企業に対する特例措置に替わって、平成 30 年度税制改正により、新たに「中小企業の一定の設備投資について、固定資産税の 2 分の 1 からゼロまで軽減することを可能とする 3 年間の時限的な特例措置」が創設されたが、臨時、異例の措置であることから、措置の拡大を行うことなく、確実に、その期限の到来をもって終了させること。

(5) ゴルフ場利用税の堅持について

ゴルフ場利用税については、その税収の 7 割が交付金としてゴルフ場所在市町村に交付されており、ゴルフ場関連の財政需要に要する貴重な税源となっていることから、現行制度を堅持すること。

(6) ふるさと納税制度の見直しについて

ア ふるさと納税制度については、高所得者ほど寄附金税額控除の上限額が高くなり、返礼品と組み合わせることで、結果として節税効果が生ずるなどの課題もあることから、本来の趣旨に沿った制度となるよう見直しを行うこと。

イ 返礼品を目的とした寄附の増加を背景に、都市部における税収減が大きくなっていることなどを踏まえ、特例控除額について、新たに定額の上限を設けるなど、地方公共団体の財政に与える影響を抑制するための見直しを行うこと。

ウ 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）については、対象団体を限定せず、全ての地方公共団体に適用すること。

エ ふるさと納税制度におけるワンストップ特例及び寄附控除による市税の減収分には地方交付税によらない財政措置を講ずること。

(7) 財政融資資金の償還年限の延長について

地方債の償還年限については、世代間の公平性の確保や財政負担の平準化の観点から、施設の耐用年数に応じた償還年限となるように総合的な見直しを行うこと。

特に、一般廃棄物処理事業については、償還年限が 20 年とされているが、建物の整備に関する部分は 30 年へ延長すること。

(8) 権限移譲の推進と都市税財源の充実強化について

ア 地方自治体が自主的かつ自立的な行財政運営を確立し、地域のニーズに的確に対応できるよう、真の分権型社会の実現のための改革を着実に推進し、これまでの地方分権改革に係る一括法等の内容にとどまらず、国から地方、都道府県から基礎自治体への大幅な権限移譲を早期に進めること。

イ 国による関与、義務付け・枠付けについては、地方の意見を十分踏まえ、早期の廃止を基本とした更なる見直しを徹底して行うこと。また、国は一括法等により、法律による「枠付け」の見直しを行ったとしながら、条例委任にあたって省令で「従うべき基準」を設定することで、実質的に「枠付け」を存続させているため、「従うべき基準」を撤廃すること。

ウ 国から地方への権限移譲による新たな事務権限に応じた国と地方の税源配分の是正の積極的かつ計画的な推進と、更なる税源の拡充を図ること。なお、国から地方、都道府県から基礎自治体への権限移譲に当たっては、移譲された事務・権限が円滑に執行できるよう、確実な財源措置を講じるとともに、マニュアルの整備や助言、研修や職員の派遣など必要な支援を行うこと。

エ 「提案募集方式」については、地方分権改革を着実に進める取組として、地方からの提案を最大限実現する方向で積極的に取り組むこと。

その際、地方が示す具体的な支障事例等だけでなく、住民に身近な行政はできる限り地方自治体に委ね、国と地方の役割分担のあるべき姿を実現するという観点も重視すること。

また、検討の結果、提案内容を実現できなかった場合は、提案主体の納得が得られるよう説明責任を果たすこと。

さらに、検討対象外等とされた提案を含め、これまで実現できなかった提案について、地方から再提案があった場合には、改めてその実現に向けて積極的に検討すること。

オ 指定都市に関しては、地方が行うべき事務の全てを一元的に担い、その役割分担に見合う税財源を持つ新たな大都市制度「特別自治市」の法制化など、地域の特性に応じた多様な大都市制度の早期実現を図ること。

カ 国庫補助負担金については、国と地方との役割分担を見直したうえで、国が担うべき分野については、必要な経費全額を国が負担するとともに、地方が担うべき分野については、国庫補助負担金等を廃止し、所要額を全額税源移譲すること。

また、税源移譲されるまでの間、地方が必要とする国庫補助負担金の総額を確保するとともに、事業規模や用途に関する要件の緩和、予算の流用への弾力的対応、事務手続の簡素化等、地方にとって、自由度が高く活用しやすい制度とすること。

キ 地方自治法をはじめとする現行の地方自治制度は、地方自治体の組織・運営の細目に至るまで規定し、事実上、国が地方行政を統制する仕組みとなっていることから、地方自治体の裁量権を広範に保障するため、地方の意見を十分に踏まえ、早急に地方自治法を抜本改正すること。

ク 国と地方の協議の場については、法に基づく分科会も含め、国と地方が対等な立場で、政策の企画・立案の段階から実効性のある協議を十分に行い、特に、地方自治に

影響を及ぼす国の政策に地方の意見を反映させること。

また、地方側の代表者の数を増やすとともに、指定都市の代表者も加えるように見直しを行うこと。

ケ 超高齢化・人口減少などの急激な社会環境の変化に緊急に対応するべく、地域の様々な公共的活動への支援や交通不便地域の住民の交通手段の確保といった、既存の財政制度の枠組みでは十分対応しきれない財政需要を満たすため、都市自治体の基幹税の確保や財政調整制度の充実強化を図るとともに、連帯して経費を賄う「協働地域社会税（仮称）」の創設など地方の新たな財源確保の取組を進めること。

(9) 防災・減災対策のための支援制度について

ア 防災・減災対策に係る財政措置については、地方財政措置ではなく、避難施設・避難路等の整備及び同報系防災行政無線のシステムデジタル化とシステム及び無線柱の更新に要する経費並びに無線LANやIP等を活用した災害時の情報伝達システムの整備・維持管理に要する経費を対象とする、新たな財政支援制度を創設すること。

イ 市町村における地震防災対策の強化のため、避難施設・避難路等の整備や、災害時広報及び情報伝達手段の整備・維持管理に係る費用負担を軽減するための補助制度を拡充すること。

(10) 消防体制の充実強化について

ア 第二東海自動車道（新東名高速道路）の供用開始に伴う新たな消防需要に対応するため、救急隊の増隊、消防車両の整備及び救助活動用資機材等の整備に係る経費について、当該道路供用開始に伴い必要となる整備費に特化した新たな補助制度を創設するなど、国による財政支援により関係自治体の財政負担の軽減措置を講ずること。

イ 消防の広域化に伴い、緊急消防援助隊の資機材を積載する車両等を整備する場合に、緊急消防援助隊設備整備費補助金を、消防の広域化の開始日を起点として開始日以前の3年度と開始日以後の5年度の合計8年間は特別に考慮して配分すること。

(11) マイナンバー制度について

マイナンバー制度に係る財政措置については、中間サーバー、マイナポータル及びマイキープラットフォームの運用に関する経費、新たな自治体情報セキュリティ対策に要する経費、並びに通知カード及び個人番号カードの交付・更新事務等に関する経費も含め、自治体の負担が生じることがないように、国においてその全額を財政措置すること。

(12) 地方消費者行政強化交付金について

地方消費者行政強化交付金については、これまで国と地方自治体が連携して充実させてきた消費生活相談等の消費者行政が後退することのないよう、早期に財政支援の拡充を図り、事業メニュー、補助率、活用期間等について、地域の実情に応じた取組が可能

な制度とすること。

(13) 外国人受入環境整備交付金について

外国人受入環境整備交付金については、地方公共団体において一元的相談窓口を継続的・安定的に運営できるよう、令和3年度以降も実施すること。また、外国人受入環境整備交付金(運営)については、必要な経費のうち地方自治体が負担する経費の全額を、不交付団体を含むすべての団体に交付するよう措置すること。

2 福祉行政と地域保健医療対策の充実強化について

我が国は世界的に例を見ないスピードで少子高齢化が進行しており、このことが経済や社会保障、地域福祉に重大な影響を与えているとともに、地域住民の福祉施策に対するニーズを多様化させている。

こうした中、高齢者施策としての介護保険制度や子育て施策の充実強化、さらには地域における保健医療体制の維持や福祉施策の充実強化が強く求められている。

一方、地方自治体においては、地域住民の誰もが安心・安全に、また豊かに生活を送っていけるよう、温もりのある福祉社会の構築と健康を支える保健医療の充実に向けて、不断の努力を継続しているものの、少子高齢化の影響等により、依然として厳しい財政運営を強いられている。

このため、今後の更なる福祉施策等の充実強化に向けては、安定的な財源確保を含む社会福祉に係る各制度の抜本的な見直しが急務である。

よって、国は次の事項について積極的かつ適切な措置を講じるよう、強く要望する。

(1) 小児医療費に係る全国一律の助成制度の創設について

小児医療費助成事業に対する国庫補助制度の創設又は全国一律の新たな制度や仕組みを構築すること。

(2) 子ども・子育て支援新制度の各事業に係る財政負担の充実について

ア 子ども・子育て支援新制度における経過措置を早期に廃止し、教育標準時間認定（1号認定）の子どもに係る施設型給付の地方単独費用部分については、国が本来負担すべき部分を地方に転嫁することがないよう制度本来の国2・都道府県1・市町村1の負担割合とすること。

イ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）については、緊急的な待機児童対策が求められるため、施設整備に係る国庫補助を賃貸借契約（リース方式）にも対応した補助制度とすること。

(3) 幼児教育・保育の無償化に伴う対応について

ア 幼児教育・保育の無償化に伴い、国が補助対象を拡大した部分に係る財源については、地方交付税に委ね一般財源化することなく、国が責任を持ってすべての財源を確保すること。

イ 公立幼稚園・保育園については、地方自治体の全額負担とすることなく、国が財源を確保すること。

ウ 2号認定の副食費については、保護者に負担を求めるのではなく、公定価格に含め、国、県、市町村の負担とすること。

エ 「幼児教育類似施設」に通う保育認定のない子どもを無償化の対象とするよう、国が積極的に検討し早急を実施すること。

オ 幼児教育・保育の無償化に伴い新たに発生した事務手続きについては、市町村が施設・事業ごとに償還払いと法定代理受領を選択している形式を全国一律の運用となる

よう国主導で統一を図るとともに、事業者の事務経費に対する国の補助制度を創設すること。

(4) 幼児教育・保育における待機児童対策について

ア 増え続ける保育需要に対応するため、保育所整備への補助金等の充実を図り、待機児童を生じさせない対策を速やかに実施すること。

イ 保育士不足の解消を図るとともに、自治体間の財政力による格差を生じさせないよう全国一律の処遇改善等の支援策を充実すること。

(5) 児童扶養手当に係る財源確保について

児童扶養手当に必要な財源については、国の責任において十分な財源を確保すること。

(6) 不育症対策等の全国一律の制度実施について

不育症治療費の支援など効果が高い施策については、全国一律の制度として実施すること。

(7) 重度障害者医療費に係る全国一律の助成制度の創設について

重度障害者の生活の安定と福祉の増進を図り、公平な医療助成が受けられるよう、国策として全国一律の身体・知的・精神障害者の重度障害者医療費助成制度を創設すること。

(8) 市町村地域生活支援事業に係る財源確保について

障害者総合支援法による市町村地域生活支援事業について、市町村の超過負担が生じないよう、補助割合を「国 50/100・都道府県 25/100」と明確に定め、圧縮等することなく上限どおりの額を交付すること。

(9) 生活保護制度の充実について

生活保護費負担金は、全額国庫負担とするとともに、全国的に生活保護受給世帯数が高い水準にある状況を踏まえ、雇用労働政策や年金制度など社会保障制度全般のあり方を含めた生活保護制度の再構築に向けて、時代に即した抜本的な改革に取り組むこと。

(10) 介護保険制度の充実について

ア 介護保険給付費負担金については、国庫負担 25%のうち 5%を調整交付金として交付しているが、これを別枠として確保し、国庫負担 25%を全保険者に交付すること。

イ 介護人材確保に向けて、処遇改善加算の対象を拡充するなど介護職員全体の賃金水準の底上げを行うとともに、各自治体の財政力等による格差解消のために全国一律の処遇改善等の支援策を充実すること。

ウ 地域医療介護総合確保基金を活用した介護ロボット・ICT導入支援について、補助上限額及び補助率を引き上げるとともに、Wi-Fiネットワーク環境の整備に要する経費を補助対象とするなど、更なる拡充を図ること。

(11) 地域手当の支給率の見直しについて

地域手当の級地区分は、介護保険制度における介護報酬、子ども・子育て支援新制度における公定価格の算定基準となっているため、住民サービスに係る事業者の人材確保などを考慮し、市町村ごとの決定ではなく地域の実情に合わせた地域手当の支給率とするよう見直しを行うこと。

(12) 国民健康保険制度における安定運営に向けた財政支援について

ア 被用者保険の適用拡大により、国民健康保険における無所得・低所得者層の加入割合の増加が見込まれることから、国において無所得・低所得者数に応じた新たな財政措置を講じること。

イ 市町村が医療費助成等を行っている場合における、国民健康保険に係る国庫負担金の減額措置は、全面的に廃止すること。

(13) 医師及び看護師の確保対策について

ア 産科医不足は全国的な問題となっており、産科医が不足している地域の危機的状況に対し、質の高い効率的な保健医療体制を整備するための施策を打ち出すなど、早急な産科医療の確保に向けた対策を講じること。

イ 小児科、救急医療等に携わる医師及び看護師不足の解消のため、女性を含めた医師や看護師が充実して働くことのできる医療環境の整備、看護師を養成する機会の充実、女性医師及び看護師の復職を支援する等、早急に医師及び看護師不足に対する抜本的な対策と十分な財政措置を講じること。

(14) 在宅医療提供体制の構築支援について

在宅医療の提供体制の充実に向け、医療福祉従事者における多職種協働の推進や、人材育成に必要な対策及び財政措置を講じること。

(15) 地域医療介護総合確保基金制度の見直しについて

地域医療介護総合確保基金について、地域の実情に応じた医療体制の確保や医師が不足する病院等の経営基盤の安定化を図るため、弾力的な活用ができるよう見直すこと。

(16) 定期予防接種の充実について

ア すべての定期予防接種に係る経費は地方交付税措置ではなく、全額国庫負担とするなど、市町村間において費用負担の格差が生じることがないように適正な措置を講じること。

イ 定期予防接種の積極勧奨を行っていない HPV ワクチン（子宮頸がん予防ワクチン）接種について、市民が安心して接種が受けられるよう、適切な情報提供と実施体制を早期に整備すること。

(17) 家畜伝染病への予防対策について

豚熱（法律改正により名称変更：豚コレラ）の対応については、特定家畜伝染病防疫

指針の改正によって、ワクチン接種推奨地域に設定された場合に限り、都道府県知事による予防的ワクチン接種命令の実施を認められているが、野生いのししだけでなく、車両や人の移動による交差汚染等、感染リスクは多岐にわたることから、都道府県の主体的な判断に基づき、予防的ワクチンの接種を可能にするなど、ワクチン接種推奨地域拡大を図ること。

3 教育文化行政の充実強化について

暮らしや価値観が多様化・複雑化した時代に対応するため、学校教育には、地域に根ざした特色ある教育や、従来地域や家庭が担ってきた役割も含めた幅広い対応が求められている。子どもたちが持つ可能性を導き出し、豊かな人間性や創造性を育むために、初等・中等教育が担う役割は非常に重要である。

現在、学校現場では、新学習指導要領の趣旨を踏まえ「生きる力」を育む環境づくりの推進を図り、学力の向上、心の教育、開かれた学校づくり、学校給食の充実等、多くの教育課題の解決に向け努力しているが、その解決のためには、教職員定数の拡充等が不可欠である。

さらに、子どもたちが安全で、安心して快適な学校生活を送ることができるよう、老朽化した学校施設の整備も急務となっている。

よって、国は次の事項について積極的かつ適切な措置を講じるよう、強く要望する。

(1) 教職員配置等の充実について

ア 学習指導要領の確実な実施及び教員が子ども一人ひとりに向き合う時間の確保を目指し、更には働き方改革の観点からも、少人数指導、T T（チームティーチング）指導及び読書指導等を推進するため、更なる加配定数の充実を考慮した公立義務教育諸学校教職員定数改善計画を早期に実現すること。また、30人を学級編製の標準規模とするよう、公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律の改正を図るとともに所要の財源措置を講じること。

イ 学校栄養職員の配置においては、学校給食のより一層の充実と食育の推進を図るため、公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律における現行の配置基準を緩和し、多くの学校に学校栄養職員を配置すること。

ウ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用による教育相談機能の充実のため、スクールカウンセラー等の活用に対する十分な財政措置を講じること。

エ 特別支援学級及び通常学級に在籍するADHD、広汎性発達障害等の専門的な教育支援を必要とする児童生徒に対応するため、教職員の定数の改善や補助員の配置に対する財政措置を拡充すること。

オ 日本語指導の必要な児童・生徒への教員定数については、「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」の施行や、近年の外国籍等児童・生徒の急増状況を踏まえ、基礎定数化を早急に完了するとともに、基礎定数の基準を見直すこと。

(2) 外国語教育の効果的な推進について

小中学校における外国語教育を充実し、国際教育を推進するため、英語教育改革実施計画に基づき、民間事業者を活用した委託・派遣契約等、各市の雇用形態に柔軟に対応した外国語指導助手（ALT）の配置に係る経費について、必要な財政措置を講じること。また、令和2年度からの小学校における外国語の教科化に伴い、専科教員の加配措置を講じること。

(3) 学習環境の充実について

- ア 入退院を繰り返す児童生徒に配慮し、学籍異動を伴わずに院内学級に入級できるシステムを構築すること。
- イ 医療ケアを必要とする児童生徒の健康と安全を確保し、障害のある児童生徒の自立と社会参加に向けた教育の一層の充実のため、小中学校に医療的ケアを実施するための看護師配置について、全額国負担となるように財源を確保すること。
- ウ 小中学校における学習指導の充実に向け、ICTを活用した教育及びGIGAスクール構想を推進するため、タブレット端末やネットワーク環境の整備に係る経費及び整備後の使用経費について、国庫負担金や国庫補助金といった必要な財政措置を継続的に講じること。

(4) 学校施設等の整備について

公立学校施設における老朽化対策及び給食施設の空調設置工事を推進するため、学校施設環境改善交付金については、実態に即した補助要件の見直しを行うこと。

4 基地対策の充実強化について

神奈川県内には12箇所約17km²に及ぶ米軍基地があり、その多くが人口密集地に位置している。基地が存在することで、周辺住民は長年にわたり、航空機騒音や度重なる部品落下、墜落事故などの不安に悩まされているとともに、生活環境の保全や都市基盤整備においても著しい障害となり、日常生活やまちづくりに大きな影響を受けている。

国において、従来から、基地周辺対策がなされているが、基地周辺住民への十分な対策とはなっておらず、住民は安全と福祉、良好な生活環境を確保するために、基地の早期返還を切に願っている。

よって、国は次の事項について積極的かつ適切な措置を講じるよう、強く要望する。

(1) 基地負担の解消、基地の返還等について

ア 基地が所在することに起因する航空機騒音・振動や事件・事故に対する不安、まちづくりへの支障など、基地周辺住民の負担解消に向けた取組を、より一層進めること。

イ 米軍基地は、市民生活やまちづくりの大きな障害となっていることから、基地機能を整理、縮小し、返還を図ること。特に、市民生活の利便性向上や計画的なまちづくりを進めるうえで緊急に必要な箇所については、早期に返還を実現すること。

ウ 厚木基地については、空母艦載機の移駐による人員の減少等により利用頻度の減少が考えられる施設等（西門南側地区、ピクニック・エリア、ゴルフ場地区）の返還を行うこと。

エ 池子住宅地区及び海軍補助施設の共同使用地（約40ヘクタール）等について、早期返還を実現するとともに、共同使用開始に伴い、米軍に代わり市が負担する経費を勘案し、補助金等を増額すること。

(2) 基地の騒音対策について

空母艦載機の移駐完了後も、折に触れ厚木航空施設を使用すると米海軍が発表していることから、引き続き航空機騒音の解消に向けた取組を行うこと。また、厚木飛行場周辺の航空機における騒音軽減措置の全面的な見直しを実施し、基地周辺住民の生活環境の保全を図ること。

(3) 基地交付金に係る予算の増額について

基地交付金における、国有財産台帳価格と固定資産税台帳価格との格差を是正し、調整交付金と併せて交付額の引き上げを図るため、必要な措置を行うとともに、大規模な提供資産の追加がある場合は、別枠で予算を確保し、交付額に減少が生じないよう措置を講じること。

(4) 米軍航空機の安全性や事故対策への説明責任について

オスプレイを含む米軍航空機について、近年不時着や部品落下事故等が相次いで発生し、住民はその飛行に不安を感じていることから、安全性や事故原因・対策について説明責任を果たすこと。

(5) 基地周辺住民及び市への支援について

- ア 長年にわたり基地の負担を担ってきた住民及び市に対しての支援や補助、周辺対策等を多大な負担の実情に見合った制度となるよう、より一層の強化を図ること。
- イ 住宅防音工事及びNHK放送受信料について対象区域の拡充を図るとともに、防音施設に係る維持管理費及び受信料の全額を助成すること。

5 都市環境行政の充実強化について

地域社会における快適な都市環境及び生活環境の形成を推進するためには、地域の実態に即したごみ処理対策や、廃棄物の発生抑制、リサイクル、適正処理を一元的にとらえた総合的な廃棄物処理政策を推進することが重要である。

将来にわたり、安全で安心なごみ処理を継続していくため、ごみ処理広域化のための施設や、効率的なごみ収集により温室効果ガスの排出抑制に寄与する中継施設の整備、施設延命化に寄与する改良・改修工事が必要である。

また、廃棄物処理施設は他の公共施設と比べ、特に環境に留意して取り扱う必要のある施設であり、廃止した廃棄物処理施設は早期に解体する必要がある。

さらに、自然災害が猛威を振るっている昨今、災害が発生した際の災害廃棄物処理は被災地域の速やかな復旧、復興には欠かせないものである。

よって、国は次の事項について積極的かつ適切な措置を講じるよう、強く要望する。

(1) 廃棄物処理施設の整備等について

ア 循環型社会形成推進地域計画に基づき、計画的な廃棄物処理施設等の整備を行うため、循環型社会形成推進交付金交付要綱に定める交付率による、交付金額の予算を確保するとともに、交付金の申請が承認された計画については、着実に要望額を全額交付すること。

イ ごみ処理広域化により整備する中継施設について、国のダイオキシン類等の削減方針等にも寄与するものであることから、循環型社会形成推進交付金交付要綱で定める範囲を限定せず、交付対象とすること。

ウ 廃棄物処理施設の解体について、新たな廃棄物処理施設等を整備する場合だけでなく、跡地利用をせずに更地にする場合若しくはごみ処理施設以外の施設を整備する場合であっても、解体費を循環型社会形成推進交付金の交付対象に位置付けるか、又は、新たな交付金制度を創設すること。

(2) ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の処理について

ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物について、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法で定められている処理期間内で確実に処理を完了させるため、財政支援などの制度を創設すること。

(3) 災害廃棄物処理に係る補助金・交付金の拡充について

災害廃棄物処理は、被災地域の速やかな復旧、復興には欠かせないものであることから、補助対象を拡大し制度の拡充を図ること。また、平時における被害を想定した事前対策についても、補助を拡大すること。

6 都市基盤の整備促進について

少子高齢化への対応や経済の活性化、国民の安心・安全を図り、個性と活力にあふれた豊かさを実感できる地域社会を実現するためには、都市基盤の整備等を一層進めていく必要がある。

しかしながら、地方自治体が取り組むインフラや地域振興施設の整備、公共施設や公有財産の維持管理、地域経済の活性化や沿線住民の住環境向上のための道路の整備、充実した鉄道ネットワークを構築するための運輸・交通施策、国際競争力の強化や国民の安心・安全のための港湾・海岸の整備、集中豪雨や地震等の災害発生時における河川の増水や津波の遡上から流域住民の生命や財産を守るための河川等治水事業等には多くの課題があり、いずれも早期に対策を講じることが求められている。

よって、国は次の事項について積極的かつ適切な措置を講じるよう、強く要望する。

(1) 道路の整備促進について

ア 首都圏中央連絡自動車道の一部である高速横浜環状南線及び横浜湘南道路については、慢性的な交通渋滞の解消や災害時における道路網の確保、沿線住民の住環境の向上、中央自動車道及び関越自動車道へのアクセス向上を図るため早期に整備するとともに、沿線自治体の負担を軽減し事業を推進するほか、自然環境、沿線環境等に十分な配慮を行うこと。また、本線と一体的に整備する必要があるアクセス道路の事業費を確保すること。【横浜、横須賀、鎌倉、藤沢】

イ 国道 357 号について、事業化区間を着実に整備するとともに、整備に当たっては、安定した財源を確保し、環境等にも配慮すること。【横浜】

ウ 厚木秦野道路について、有料道路事業など様々な整備手法の検討を行うとともに、全線事業化と早期整備を図ること。【秦野、厚木、伊勢原】

エ 県が事業主体である三浦縦貫道路Ⅱ期区間や三浦半島中央道路をはじめとする三浦半島の幹線道路の早期整備に向けた着実な事業費を確保すること。【三浦、横須賀、逗子】

オ 令和 2 年 3 月に開通した横浜北西線における立替費用の支払いに伴う予算を着実に確保すること。【横浜】

カ 道路の防災・安全対策について、頻発する大規模災害に強い地域づくりを実現するため、国土強靱化の観点から、3 か年緊急対策の対象期間後にも支援を継続・拡充すること。また、社会資本整備総合交付金については、緊急輸送路等の整備、踏切や子どもの移動経路等の生活空間における交通安全対策の推進のため、着実に事業費を確保すること。さらに、個別補助化された無電柱化事業の推進や道路施設の適切な維持管理と老朽化対策について、継続的に事業費を確保すること。

【横浜、相模原、藤沢】

キ 重要な補助国道（都道府県や指定都市が管理する国道）である一般国道 1 号保土ヶ谷橋工区及び不動坂工区の整備に対して、計画的かつ重点的な支援を行うこと。

【横浜】

ク 地域経済の活性化や三浦半島全体の交通の円滑化を図るため、横浜横須賀道路の料

金値下げに続き三浦縦貫道路をはじめとする三浦半島地区の有料道路の通行料金が引き下げられるよう、県道路公社に対し、国の立場から技術的指導等の支援を強化すること。【三浦、横須賀、逗子】

ケ 国道 413 号の防災機能の強化を図るため、安定的・継続的な財源を確保する等、更なる支援を強化すること。【相模原】

コ 国際的観光資源が集積する神奈川県西部と静岡県東部は互いに隣り合う地域となっており、急峻な地勢柄、主要な幹線道路が走る海岸線や箱根周辺はいずれも脆弱な道路環境にあることから、当該地域の回遊性を向上させるとともに、激甚化する災害に備えるため、神奈川と静岡を結ぶ道路ネットワークの強化に資する伊豆湘南道路の計画を促進すること。また、事業年度が令和 2 年度までとされている防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策について、令和 3 年度以降も継続すること。

【小田原】

(2) 下水道施設の整備について

ア 下水道施設の整備に係る社会資本整備総合交付金を十分に確保すること。

【川崎、横浜、横須賀、逗子、三浦、秦野、厚木、綾瀬】

イ 下水道施設は、公衆衛生の向上や公共用水域の水質保全などに寄与する極めて公共性の高い社会資本である。このため、水質汚濁防止法では、国の責務として、地方公共団体が実施する生活排水対策に対し、財政上の援助に努めなくてはならないと明確に示されている。全国的に人口減少が進む中、施設の新設よりも既存施設・設備の管理、更新を適切に行い、延命化を図ることの重要性がますます高まることを踏まえ、下水道施設の改築・更新等に係る十分な財政支援を講じること。【横浜、川崎、藤沢、大和、横須賀、平塚、鎌倉、小田原、逗子、三浦、秦野、厚木】

ウ 頻発する大規模災害への備えとして、浸水対策、地震・津波対策等の一層の推進が求められていることから「防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策」期間後も継続的な財政措置を講じること。また、内水浸水の災害防止の観点から、再発防止に係る予算の大幅な増額を行うとともに、補助率の嵩上げも可能とする予算制度を創出すること。【横浜、川崎、相模原、横須賀、平塚、逗子、三浦、秦野、厚木】

(3) 水道施設の維持管理について

ライフラインである水道施設の保全のため、老朽化した水道施設の更新や耐震化がより促進されるよう、生活基盤施設耐震化等交付金について、所要額を確実に確保するとともに、補助採択基準に係る資本単価要件の撤廃、または大幅な引き下げなどの財政支援を拡充すること。【小田原、横須賀、三浦、秦野】

(4) 河川等治水事業の推進について

ア 平成 28 年 5 月に国土交通省が発表した相模川の洪水浸水想定区域図によれば、浸水区域が従前の想定と比較し、約 2.4 倍に拡大した。また、令和元年 10 月に発生した台風 19 号では、国・県が管理する河川の 140 もの箇所ですべて堤防が決壊し、各地に甚大な被害を及ぼした。堤防未整備箇所が多い相模川において、このような被害を未然に防ぐ

ためにも、現在用地取得が進められている相模川左岸国道1号上流（平塚市須賀・馬入地区、寒川町田端地区）の堤防整備を早期に実現し、国道1号より下流（平塚市馬入、茅ヶ崎市中島地区）については、早急に段階的整備を実施するとともに完成堤防の整備方針・整備時期を明確にすること。【平塚、茅ヶ崎】

イ 特定都市河川の流域自治体は、雨水浸透阻害行為に係る許認可事務のほか、流域水害対策計画において公共対策量が課せられる等、人的、財政的な負担が増加している。これらの負担を軽減するとともに、法指定の目的を果たしていくため、特定都市河川の流域内で行われる浸水被害対策事業について、社会資本整備総合交付金の補助率の上乗せや地方交付税措置を講じること。また、治水対策の根幹をなす河川改修の確実かつ速やかな推進に向けた財政措置を講じること。【大和、横浜、藤沢】

ウ 河川事業を対象とした社会資本整備総合交付金について、高い治水効果が見込まれる一部改修等の事業についても交付対象とすること。併せて、河川事業全体に対して交付額が削減されているが、治水事業全体について増額すること。【鎌倉、相模原、藤沢】

(5) 急傾斜地崩壊対策の推進について

ア 急傾斜地崩壊対策事業の推進のため、国庫補助採択要件の緩和と、それに伴う財源の確保を行うとともに、急傾斜地崩壊防止工事の支障となっている所有者不明土地について、固定資産税情報の取得及び利用が可能となるようにすること。【横須賀、鎌倉、横浜、相模原、藤沢、小田原、逗子、秦野、座間】

イ 大規模災害発生時の避難場所等として指定をしている施設等を土砂崩れ等の災害から守るための対策に係る経費について、国・県の補助制度を拡充すること。【厚木、藤沢、逗子、秦野】

(6) 社会資本整備総合交付金について

ア インフラ整備等に係る社会資本整備総合交付金について、依然として要望額との乖離があり、財源に基づく事業計画の執行に支障をきたしていることから、地方が必要とする総額を確保するとともに、地方自治体ごとに要望額に対する配分額の割合に極端な格差をつけることなく、地域の実情を勘案した適切な配分とすること。【秦野、南足柄、平塚、逗子、厚木、座間】

イ 社会資本整備総合交付金のうち公園施設長寿命化対策支援事業の採択基準となる最低限度額（事業計画期間における事業の合計国費が15百万円×計画年数以上）を廃止若しくは引下げをすること。【逗子、座間】

(7) 鉄道施設の整備促進について

ア 相模鉄道本線（鶴ヶ峰駅付近）連続立体交差事業の早期事業化に必要な着工準備費を確保すること。【横浜】

イ 都市鉄道利便増進事業（神奈川東部方面線）は、令和元年11月に開業した相鉄・JR直通線に続いて、相鉄・東急直通線が令和4年度下期開業に向けて工事の最盛期を迎えることから、国としても引き続き着実に事業を推進すること。【横浜】

ウ 充実した鉄道ネットワークを構築するために、高速鉄道3号線の延伸等、計画路線の事業化に向けた取組や整備制度の改善に向け、積極的な支援を行うこと。【横浜】

(8) 港湾の整備促進について

ア 横浜港において、ラグジュアリーからカジュアルまで、様々なタイプのクルーズ客船に対応できるワールドクラスのクルーズポートを実現するため、クルーズ客船の受入機能の強化を支援するとともに、臨海部の賑わい創出に積極的な支援を行うこと。

【横浜】

イ コンテナ貨物や自動車貨物等の取扱機能の強化を図るため、先進的な港湾施設の整備に対する支援を行うとともに、国際コンテナ戦略港湾として国際競争力強化を図るために必要な港湾コスト低減やロジスティックス機能の強化等の取組に支援を行うこと。【横浜、川崎】

ウ 頻発する大型台風等による高波や高潮、大規模地震による津波からの被害を防ぐため、海岸保全施設等の整備への支援を行うこと。【横浜、小田原】

エ 港湾物流機能強化に資する臨海部と背後圏を連絡する臨港交通施設の整備等を促進すること。【川崎、横浜】

オ 港湾施設の老朽化に対応した維持管理に必要な財政措置及び施設の延命化に係る事業の拡充を図ること。【川崎、横浜】

カ 新たな港の賑わい創出や地域の活性化を図るため、川崎港においてクルーズ船の受け入れに必要な検討や支援を行うこと。【川崎】

キ 川崎港にはタグボートの定係地がなく、港湾利用コストの増加要因となっている。国際競争力強化への取組として、川崎港の港湾利用コスト軽減に資するタグボート定係地確保に向け、小型船だまりの防波堤整備に必要な財政措置を図ること。【川崎】

(9) 水産基盤の整備促進について

国民への安全・安心な水産物の提供のため、利用範囲が全国的な特定第三種漁港である三崎漁港及び第三種漁港である小田原漁港における高度衛生管理に対応した荷捌所、冷凍冷蔵庫、加工団地の整備に対する財政支援策の拡充等、水揚から加工・流通まで一貫した高度衛生管理に関する取組を推進すること。【三浦、小田原】

(10) 都市整備の推進について

「村岡・深沢地区全体整備構想（案）」の実現のため、新駅設置を含む藤沢市及び鎌倉市の両市一体の土地区画整理事業への財政的支援を行うこと。【鎌倉、藤沢】

(11) 海岸の保全について

ア 海岸漂着物等の処理・対策に係る地方自治体への支援を継続すること。また、観光客を含む来場者が排出するごみの回収についても、地方自治体への支援を行うこと。

【逗子68、茅ヶ崎】

イ 海中ごみについて、その実態を把握する調査を行うとともに、その回収及び適正な処理を国の施策として制度化すること。【鎌倉、逗子】

(12) ロードプライシング（エリアプライシング）の推進について

多くの歴史的遺産が在る鎌倉地域の交通渋滞の抜本的な解消を目指し、（仮称）鎌倉ロードプライシングの導入に向け、より一層の法的面、技術面及び財政面の支援を行うとともに、制度導入に向けた社会実験や実施に当たっての補助制度の充実、課金効率を高めるためのE T Cの装着の義務化に向けた施策を実施すること。【鎌倉】

(13) 水上オートバイの適切な利用について

水上オートバイの飲酒操縦及び危険な操縦の取締りの徹底及び水上オートバイによる大きな排気音や海上での大音量の音楽等を流すことについて規制すること。

【逗子、鎌倉】

(14) 水道事業体の県営水道への統合支援について

県下の水道事業体で県営水道事業への統合を希望する事業体がある場合には、積極的に統合することを求めるように県に対して働きかけるとともに、当該事業体はもとより密接に関連のある周辺の事業体に対して、制度的・財源的支援の体制を整えること。

【三浦】

(15) 交差点の安全対策について

ア 市民の安全を確保するため、国道の交差点について、車止めなどの安全対策を行うこと。【厚木、藤沢、茅ヶ崎、大和、伊勢原】

イ 市道の交差点について、交通安全施設に係る補助制度を創設するとともに、車止めの設置や強度に関する基準を制定すること。【厚木、藤沢、大和、伊勢原】

(16) 路面標示の補修について

都道府県公安委員会が所管する横断歩道等の不鮮明な路面規制標示の補修について、安全確保の観点から迅速に対応できるよう、必要な指導及び財政措置を行うこと。

【厚木、平塚、藤沢、大和、伊勢原】

7 新型コロナウイルス感染症対策について

新型コロナウイルス感染症拡大の防止及び早期の終息を図るため、国においては、令和2年4月16日に緊急事態宣言を全都道府県に発令し感染症拡大の防止対策を強化したが、新規感染者数が減少したことなどにより、5月14日の39県を始め、5月21日には3府県、5月25日には5都道府県について宣言の解除を行い、全都道府県が解除となった。しかしながら、今後も感染症拡大の防止と社会経済活動の維持を両立させていく地道な取組が求められている。

住民と最も近い都市自治体においては、教育、医療・介護、地域経済活動等の現場において様々な課題に全力を尽くしているところであり、国は次の事項について積極的かつ適切な措置を講じるよう、強く要望する。

(1) 感染症予防に関する物資について

- ア マスク、アルコール消毒液等が全国的に不足し、供給が滞っている現状を踏まえ、生産・供給体制の強化を図るとともに、次のとおり各方面の手立てを行うこと。
 - (ア) 医療機関の現場ニーズ（医療用マスク、防護服、検査キット等）に適切に応えられるように速やかに必要数を確保し地方自治体に供給すること。また、今後も起こりうる大規模感染症が発生した際に、医療物資及び衛生用品等が不足しないよう、生産・供給体制の強化を図ること。
 - (イ) 学校等における、児童生徒や教職員、また介助員及び医療的ケア学校看護師並びに教育相談事業等職員に対してマスク、消毒液及び非接触型体温計を供給するとともに、放課後児童クラブについても必要な物資の供給に万全を期すこと。
 - (ウ) 地方公共団体の業務において、職員が感染することにより市民に感染を拡大させてしまう恐れが高いことから、感染症対策物資が確保できるよう、保育所や介護施設等と同様の支援体制を構築すること。
- イ 国の施策による妊婦向けの布製マスクの配布が継続されるのであれば、妊娠中必要な枚数を一括して渡せるよう、各自治体へ必要数を配送すること。または、自治体対応でなく、医師会に協力を要請し、妊婦健康診査の機会を活用した産婦人科等での配布とすること。
- ウ 医療機関や福祉施設等感染症対策を講じる上で、マスクや消毒液など衛生用品の備蓄が必要な施設に対して、国において現物給付や補助制度を創設し、継続して支援すること。

(2) 医療体制等について

- ア 市が医師会に委託して設置及び運営しているPCR集合検査場である「地域外来・検査センター」の委託費用のうち、従事する医師等の休業補償にあたる所得補償保険にかかる費用など、市による財政負担の大きい費用については十分な財政支援を行うこと。
- イ 各自治体や地域の医師会等による感染症対策が安定的に実施できるよう、適切な診療報酬単価の設定や、経費に不足が生じた際の財源措置等を講じること。

- ウ 簡易検査キット、特効薬及びワクチンの早急な開発、実用化に向けて、新薬研究等国を挙げて支援し、新型コロナウイルス感染症に対する社会的不安の解消に努めるとともに、安心な医療体制を構築すること。
- エ 新型コロナウイルス感染症の治療等に従事する職員に対し、検疫法に基づく特殊勤務手当の特例が発出され、大幅にその額が増額されたが、令和3年度についても、新型コロナウイルス感染症の特殊性を鑑み、その治療等に従事する職員へ同額の手当てを支給すべく、その財源について国費で補助すること。
- オ 新型コロナウイルス感染者を受け入れている自治体病院は、一般患者の制限や手術等の制限をせざるを得ない状況にあるため、事業収入は減少し経営に多大な影響を与えており、現状のままでは病院運営の存続が困難であることから、国民の生命と健康を守るため、受入れ病床数に限定せず十分な財政支援をすること。
- カ 病院事業における新型コロナウイルス感染症対策に要する経費については、地方公営企業の医療活動における収益のみでは到底賄いきれず、また、第二種感染症指定医療機関として県央地域全体の災害対応を行っていることから、当該経費に対する財政支援をすること。
- キ 緊急事態宣言の解除後においても、集団免疫の獲得やワクチン開発まで、継続的な感染症対策・まん延予防対策を講じる必要があることから、感染患者搬送用車両の確保及び購入の補助、療養患者の容体観察に係るテレビ通話等のシステム整備及びタブレット端末や通信機器の整備、非接触型の体温測定器の導入補助等といった保健所の体制強化のための支援を国は行うこと。
また、公共交通機関や大型商業施設での検温、マスク着用の義務化など、国は事業者に対して感染防止対策の周知徹底を図ること。

(3) 税財政支援について

- ア 地方自治体が自然災害や感染症対策に的確に対応できるよう、地方財政措置においては、平時のみならず、災害時の体制も一定程度見込んだ額を標準的な経費として算定すること。
また自然災害や感染症拡大が大規模となった場合は、地方自治体が地域の実情にあった取組を機動的に推進できるよう、必要な財政措置を迅速に講じること。
- イ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、国の要請を踏まえた公共施設の利用キャンセルや施設の閉館に伴い生じた自治体の損失（指定管理者制度における指定管理者への補填を含む。）について、財政措置を講じること。
- ウ 地方税等の減収について、経済対策に伴う税制措置によるものは全額国費で確実に補てんすること。
- エ 地方税の納税猶予の特例措置については、その減収分について、地方債を発行して対応することができるとされているが、1年間の猶予期間が経過した後も、なお納付が困難な者が出現し、後年度においても多額の未収が生じることが想定されるため、地方債の償還にあたっては地方公共団体の実情に沿った運用を可能とするなど、減収分についての適切な財政措置を講じること。
また、普通交付税に算入される減収補てん債等の発行は地方交付税不交付団体にと

っては、後年度の公債費の増加による財政負担となり看過できない状況であるため、翌年度の基準財政収入額に算入し、地方自治体間の公平性を保つことを条件に緊急措置的な財源補てん交付金を創設すること。

オ 景気悪化の長期化・深刻化、個人所得の減少、納税の猶予等に伴い、地方税の大幅な減収が見込まれる。税収減に伴う財政措置は、減収補てん債や臨時財政対策債に振り替えることなく、普通交付税の交付団体、不交付団体にかかわらず、地方自治体が必要な行政サービスを提供し、持続可能な財政運営が行えるよう、臨時交付金等による適切かつ必要な財政措置を講じること。

カ 新型コロナウイルス感染症への対応が長期化し、職員手当等の人件費の増加が見込まれる中、保健所や公立病院の設置状況など自治体の規模を踏まえ、財政運営に支障が生じることのないよう国は適切な財政措置を講ずること。

キ 特別定額給付金事業のような、国が制度設計し基礎自治体を実施する事業は、基礎自治体間で実施時期など差が生じない制度とすること。

ク 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、市民生活に直結する事業の周知等について、これまで手渡し等で行っていたものを郵送に切り替えているが、対応の長期化により郵便料等の地方負担が増加しているため、地方自治体の財政運営に支障が生じることのないよう国は適切な財政措置を講ずること。

(4) 地方創生臨時交付金について

ア 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金については、第一次交付限度額が財政力指数及び5年前の平成27年度国勢調査人口を加味して算定されているが、交付金創設の目的が「地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるように」とされていることを鑑み、第二次交付及び今後新たな交付金が創設される際には、市民生活及び市内経済を守るため、財政力や国勢調査人口による限度額を設けることなく、感染拡大防止及び経済対策に対する地方単独事業の実施状況に沿った必要額を交付すること。

イ 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について、今後複数年にわたり新型コロナウイルス感染症対策事業に活用していくため、地方の裁量を拡大し、更なる増額や複数年にわたる財政支援を行うとともに、基金への積立等が可能となるよう柔軟な交付措置を図ること。

(5) 地域経済対策について

ア 事業者向け支援の拡充にあたり、柔軟性の高い交付金の創設をすること。また、セーフティネット保証の拡大と、関連して融資を行う場合に対する助成を行うこと。

イ 現在、国を含め様々な経済支援策が実施されているが、市単位での経済的支援には限界があることから、中小企業等に対する減収の補てんや固定費を含めた救済措置などを拡充するとともに、国費等において措置すること。

ウ 新型コロナウイルス感染症により、今後更なる影響の拡大が懸念される中小企業・小規模事業者に対する資金繰り支援については、対象者の拡大や返済に関する弾力的な運用及び実質無利子・無担保融資の補助期間の延長や融資上限額の拡大など強力な

支援を実施すること。

また、消費喚起につながる需要刺激策等、中小企業・小規模事業者に対する継続的な経済支援と従業員の雇用継続について財政措置を講じること。

エ 緊急事態宣言下における外出・営業自粛要請により損失を受けた事業者に対する経済的支援について、自治体の財政力によってその支援内容に格差が生じることのないよう、国の責任において継続的な経済支援を実施するとともに、新型コロナウイルス終息後を見据え、その後の地域経済の支援について十分な対策を講じること。

オ 緊急事態宣言の延長により停滞している地域経済活動が、緊急事態宣言の解除後に回復するためには、市民生活や企業活動への様々な支援策が必要となることを見込まれるため、各市が地域の実情に応じて必要となる独自の施策を実施できるよう、さらなる財政的支援を行うこと。

カ 地域経済活動回復に向け財政措置を講じるにあたっては、人口が集中する大都市において感染者数が多くなったこと、経済への影響が甚大となっていること等を考慮し、財政力による調整や段階補正係数を用いた算定など、大都市に不利となる措置は行わないこと。

また、経済活動が集中するこれらの地域においてこそ、地域経済の回復に向けた取組を力強く進める必要があることを十分に踏まえ、必要な財政措置を講じること。

キ 新型コロナウイルス感染症拡大以前のまちなぎわいを取り戻すため、消費者への還元施策やイベントによるにぎわいの創出、プロモーションなどを支援する施策や経費に対し財政支援を講じること。

ク 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、利用者の少なくなった観光施設等への支援が早急に必要となるが、今後の先行きが不透明な状況の中、中長期にわたった支援をするため、観光施設等への財政支援を講じること。

ケ イベントの開催について、準備に時間を要するものもあるため、状況が上向きかけた際には、ある程度の指針を示し、イベント開催の緩和を周知するとともに、新型コロナウイルスの影響が終息した後に、消費喚起や賑わいの回復に向けたイベントや観光客誘導プロジェクトなどの事業への補助的支援を講じること（例：プレミアム商品券、イベント開催等。）。

(6) 福祉分野における支援措置について

ア 新型コロナウイルス感染症対策として、認可外保育施設の利用者が市町村の要請に基づき登園を自粛した場合に、利用者が施設へ支払った保育料を対象に助成を行うこと。また認可外保育施設が保育料を減免している場合に、当該減免分について施設への助成を行うこと。

イ ひとり親家庭に対する支援策として児童扶養手当があり、毎年4月に前年の物価指数を考慮して手当額が変動している。このたびの新型コロナウイルス感染症の影響により経済が停滞しており、令和3年度の手当額が過度な引き下げとならないようにすること。また、令和3年度は、国において一時的な児童扶養手当の増額、または、臨時給付金の創設などを実施し、ひとり親家庭等の生活の安定を図るための経済的な支援策を講じること。

ウ 子育て世帯の経済的負担が増えており、今後も継続して影響することも想定されるため、令和2年度に実施した子育て世帯への臨時特別給付金の支給を令和3年度も継続して実施すること。

エ 子ども・子育て支援交付金交付要綱に定める特例措置分の財源措置が、令和元年度においては国庫負担10/10であったが、令和2年度から市の負担が3分の1増える見込みである。市の追加負担分については新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金にて財源措置を講じる予定となっているが、他の交付金からの財源確保ではなく、子ども・子育て支援交付金での国の10割負担とすること。

オ 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として拡大された対象者に対する住宅確保給付金の支給については、国庫負担割合を10/10とすること。また求職活動を前提としない生活困窮者に対する家賃支援制度を創設すること。

カ 生活困窮者からの相談件数が増加しており、生活困窮者自立支援制度、生活保護制度の相談体制を強化する必要があるため、臨時的措置として国において全額財政措置を講じること。

キ 介護保険制度の安定運営の確保のため、利用者の要介護度の軽度化となるサービス提供や、感染リスクの高い現場で対応している事業者の報酬が高くなるような報酬改定を行うこと。また、安定的なサービス供給量確保のため、ヘルパーの資格取得要件を緩和すること。

ク 介護サービス提供事業所及び障害支援事業者は、社会生活を維持する上で不可欠な施設として感染防止対策を講じてサービスを提供しており、増加する感染対策費用について減収補てんなど財政支援をすること。

ケ 新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減収分について、被保険者の負担を増加させることなく、国において必要な財政措置を講じること。

コ 感染のリスクを伴う介護や福祉の現場で従事する職員が相当な手当等を受けられるよう支援制度を構築すること。

また、制度の構築にあたっては、自治体間で差が生じないように全国統一の制度とするとともに、財源については全額を国で措置すること。

サ 社会福祉施設等（介護サービス事業所、障害福祉サービス等事業所）において新型コロナウイルスの感染者が確認され、施設が一時休止や閉鎖した場合の施設職員の賃金補償について、国費負担により措置すること。

シ 令和元年度2・3月及び令和2年度における各種健康診査等については、急遽中止が決まったために、検診中止によるキャンセル料や補償料の費用負担が検診医療機関や市町村に生じていることから、国費負担により補償すること。

(7) 雇用・就業機会の拡充、強化について

ア 収入減少や失業への不安を感じている多くの労働者への迅速な支援につながるよう、雇用調整助成金をはじめとした各種助成金について、更なる対象の拡充及び申請手続の簡素化等を一層進めること。

また、今後大いに懸念される全国的な雇用情勢の悪化に備え、失業者の再就職及び雇用創出等に関する取組について、具体的かつ実効的な制度設計を行うこと。

イ 新型コロナウイルスの影響を真っ先に受ける、契約社員やパートといった非正規労働者へ、社会的・経済的に弱い立場にある非正規自身が申請できる休業支援・失業対策の拡充を図ること。

ウ 企業に対し、学生への採用内定の取り消しや非正規労働者等の雇止めがないよう要請するとともに、国における相談支援体制を強化し、雇用の維持を図ること。

また、内定が取り消された者や離職を余儀なくされた者を受け入れる企業を支援し、就業機会の拡充を図ること。

エ 事業者の休業実施により正規、非正規社員を問わず失業者の発生とともにハローワークへの相談件数が増加しており、今後、更なる支援策が必要となることが見込まれるため、事業者に対する雇用促進について財政措置を実施すること。

(8) 小・中学校等教育分野について

ア 学校の臨時休業に伴い、特例的に2～3年間を見通した学びを取り戻すための教育課程を編成する際には、早期に各教育委員会に情報提供を図るとともに、特例的な教育課程の編成に伴い予算を要する場合は、適正な財政措置を講じること。

イ 新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う緊急事態宣言により、小学校の臨時休業に対応する放課後児童クラブの放課後児童支援員等がパートで勤務している場合、勤務時間の拡大により一時的に収入が増大してしまう。

これにより、税制上の配偶者控除や扶養控除、社会保険の扶養から外れてしまう可能性があるため、緊急事態宣言下で勤務し、収入が増加してしまったパート勤務者については、所得を低減できるよう新たな制度を創設すること。

ウ 放課後児童健全育成事業（学童保育）において、利用者に対し迅速に返金が可能となるよう、還付方法の簡素化（利用実績に基づく計算により申請手続きの省略を可能とするなど）を図るとともに、利用料の還付関連事務に要する人件費等事務費に係る財政措置を行うこと。

エ 放課後児童クラブの開所時間拡大により、指導員の人件費等が増加し市の負担も増加しているため補助制度を創設すること。

オ 学校（幼稚園）の再開に向けて、留意事項をまとめたガイドラインや取扱指針などの早急な提示を行うこと。その際、段階的な再開から本格的な再開に切り替わるに当たっての判断基準も併せて提示してすること。

特に給食の実施再開についての統一的な取扱指針について、早急かつ具体的に示すこと。

カ 新型コロナウイルス感染症対策による学校給食の休止に伴い、食材業者や調理業務などの学校給食関係事業者に影響が生じているため、学校給食関係事業者に対して、食材発注のキャンセル分にかかる経費相当分の財政支援を行うこと。

キ 新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態宣言発出を受け、国では、GIGAスクール構想（全学年で「1人1台端末」）を早期実現するための支援などを積極的に推進すると表明したが、現状の支援措置では、市町村における費用負担は後年度負担を含め極めて大きい。

そのため、義務教育教科書無償給与制度と同様に、GIGAスクールの整備につい

ても、国の全額負担又は補助率の大幅な拡大を図ること。また地方交付税不交付団体における地方財政措置分についても、公立学校情報機器整備費補助金の交付対象とすること。

ク 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、公演、展示会、大会等の中止を余儀なくされた地域で活動している文化芸術・スポーツ等の社会教育団体等（母体が脆弱な団体や個人）への財政的支援を行うこと。

(9) 公共事業への対応について

ア 公共事業の工期の延長等により生じた自治体の財政負担については、十分な財政措置を講じること。

また、特定の交付金、補助金対象工事において、新型コロナウイルス感染症の影響で工事用資材の納入遅延が発生した場合、翌年度繰越となる可能性があることから、繰越手続きについて柔軟な対応を図ること。

イ 小中学校における臨時休校の長期化に伴う夏季休業期間の短縮等により、令和2年度の実施を見送った学校施設の改修工事について、令和3年度の補助対象となるよう学校施設環境改善交付金の柔軟な運用を図ること。

(10) 消防資機材の確保について

ア 緊急消防援助隊設備整備費補助金は、補助金申請の事務手続上、交付決定を待たなければ補助事業に着手できないなどの制約があるため、迅速性が求められる感染防護資機材の整備に支障が及んでいる。

そこで緊急事態などにおいては、事務手続上の制限を緩和するなど、より柔軟性をもった対応とするとともに、今後の再流行に備えるためにも、消防機関等に対し、感染防護資機材の備蓄支援を拡充し、補助メニューに感染防護資機材を追加するなど、国庫補助金の充実を図ること。

イ 新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、感染者及び感染の疑いのある者の救急需要への対応が求められ、救急隊員等の感染防御を図るための高性能防護服、感染防止用衣、手袋、マスク等の増強及び感染性廃棄物の排出量の増加に対する費用が見込まれることから、新型コロナウイルス感染症の患者等の移送・搬送に万全を期すため、国による新たな緊急財政支援制度を創設し、関係自治体の財政負担の軽減措置を講ずること。また国等が一括して資機材を確保し配布する仕組みを創設すること。

(11) マイナンバーカードについて

ア マイナンバーカードに格納されている電子証明書のうち令和2年中に有効期限を迎えるものについて、その期限を翌年の誕生日まで1年延長するとともに、マイナポイント事業の実施時期を変更（開始時期の変更又は、終了時期の延長）すること。

イ 特別定額給付金のオンライン申請に伴い、マイナンバーカードの署名用電子証明書の暗証番号の失念者による再設定手続きについて、現行制度では窓口での手続きが必須となっているが、新型コロナウイルス感染症対策を必要とする現状と即していないため、本人によるオンラインまたは郵送による手続きでも可能とすること。

また、電子証明書の更新や、住民異動による失効後の新規設定等についても、現行制度では来庁による手続きが必須となっていることから、電子証明書の有効期限をカードの有効期限と同一とし更新手続きを不要とすること及び住民異動では失効しない仕組みとすること、もしくは手続きについては本人によるオンラインまたは郵送による手続きでも可能とすること。それができなければ給付金等のオンライン申請を行わないこと。

ウ 特別定額給付金のオンライン申請にかかる全国的な手続きの集中によって、マイナンバー関連システムが障害・遅延等を起こしており、住民が必要とする手続きを取るに当たって余計な時間を要しているという事態を鑑みて、今後は遅延等を繰り返さないよう、早急にシステム増強の計画を定め、確実に実行すること。

(12) ICT環境整備について

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、テレワークやオンライン会議など、これまでの働き方とは異なる新たなスタイルを導入する必要性が生じている。感染症の終息まで一定の時間がかかり、同様の感染症が新たに発生する可能性も十分にあることを考えると、一時的な対策ではなく、ICT環境をしっかりと整備し、新たな働き方を構築していく必要がある。ついては、地方自治体が継続的に環境整備に向けた取組を推進できるよう、ICT導入に対する補助制度を新たに創設するなど所要の財政措置を講じること。

(13) 避難所における感染症対策への支援について

風水害対策及び地震対策として市町村が開設する避難所における感染症対策の充実を図るため、市町村における費用負担を軽減することを目的とした財政支援を積極的に行うこと。

(14) 交通事業者への支援について

緊急事態宣言を受けた外出自粛や在宅勤務・テレワークの推進により、公共交通利用者が大幅に減少しており、今後、事業者の収益の減少に伴う路線バスの廃止や減便など、社会生活への影響が懸念されることから、交通事業者に対して公共交通の維持・確保に係る必要な支援を行うこと。

(15) 遺体の火葬に係る統一手順の策定について

新型コロナウイルスに感染している遺体の火葬に係る搬送から火葬後の施設消毒及び関係職員の感染防御対策等の取扱いについて、具体的な統一手順等を策定すること。

(16) 国勢調査の実施方法について

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、令和2年国勢調査における調査員募集や説明会開催等に支障が生じ、予定どおりの調査実施が危ぶまれることから、実施主体となる市町村の意見を十分反映するとともに、国において現在検討されている新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた実施方法を早急に明示し、市町村に周知すること。

(17) 選挙執行経費について

令和3年度には確実に執行される衆議院議員総選挙において、新型コロナウイルス感染症対策に要する選挙執行経費を全額調整費として交付すること。